

食費・居住費(滞在費)の負担軽減制度

～施設入所サービス・短期入所サービスを利用している低所得者に対して、
食費・居住費(滞在費)の利用者負担を軽減する制度です～

● 利用者負担段階

利用者負担段階	対 象 者		預貯金等の資産の状況
第1段階	① 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）で老齢福祉年金を受給している方 ② 生活保護受給者		単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下
第2段階	市民税 非課税 世帯 ※世帯を分離している配偶者を含む	合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間 80.9 万円以下の方	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下
第3段階		① 合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80.9 万円超で 120 万円以下の方 ② 合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下 単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下

※第2号被保険者（65歳未満）は利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産の状況が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

※令和7年8月1日から所得区分の基準が第2段階は「80.9万円以下」、第3段階①は「80.9万円超120万円以下」に見直しとなります。

● 負担限度額と基準費用額（日額）

利用者 負担段階	居 住 費 （滞在費）					食 費
	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	従 来 型 個 室		多 床 室	
			※施設の種類の額が変わります 特別養護 老人ホーム	老人保健施設 介護医療院		
第 1 段階	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	390(600)円
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	650(1,000)円
第 3 段階②	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	1,360(1,300)円

※（）内の金額は短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した際の額

基準費用額 (負担軽減なし)						1,445 円
	2,066 円	1,728 円	1,231 円	1,728 円	特別養護老人ホーム 915 円 その他 437 円	

裏面の申請時必要書類等をご確認ください



● 申請時必要書類等

- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・収入申告書（申請書裏）
 - ・同意書
 - ・預貯金等の金額が確認できるものすべて（以下の表参照↓）
- ※本人と配偶者の預貯金等を確認します。

同封してあります。
※燕市ホームページからも入手できます。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（普通預金は直近2か月以内の最終残高。インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） 口座名義がわかるページ、直近の年金の入金を確認できるページの写し
出資金（信用組合・農協など）	出資証券等の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

※申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証明書などで確認）また、価格評価は、申請日の直近2か月以内の写し等により行います。

※預貯金等に含まれないもの：生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など。

- ◆ 市は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。
- ◆ 不正に負担軽減を受けた場合には、それまで受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。

7月中にお手続きいただいた更新申請の結果については8月中旬頃発送(予定)です。
介護認定の更新等の手続き中により、8月1日以降の介護認定が出ていない場合は、認定結果が出てからの送付となる為、8月中旬より送付が遅れることがあります。

◆申請場所・問い合わせ先◆

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

Tel0256-77-8177（直通）

燕市役所長寿福祉課介護保険係(1階28②9③0番窓口)